

# 木造住宅の

じょきやく

# 除却を支援します！

令和6年4月発行

昭和56年5月31日以前に新築工事に着手した木造住宅は、旧耐震基準で建てられており、耐震性が不足している可能性が高いため、地震による倒壊が懸念されています。このため、区内全域で旧耐震基準の木造住宅を対象に、除却工事の支援を行っています。

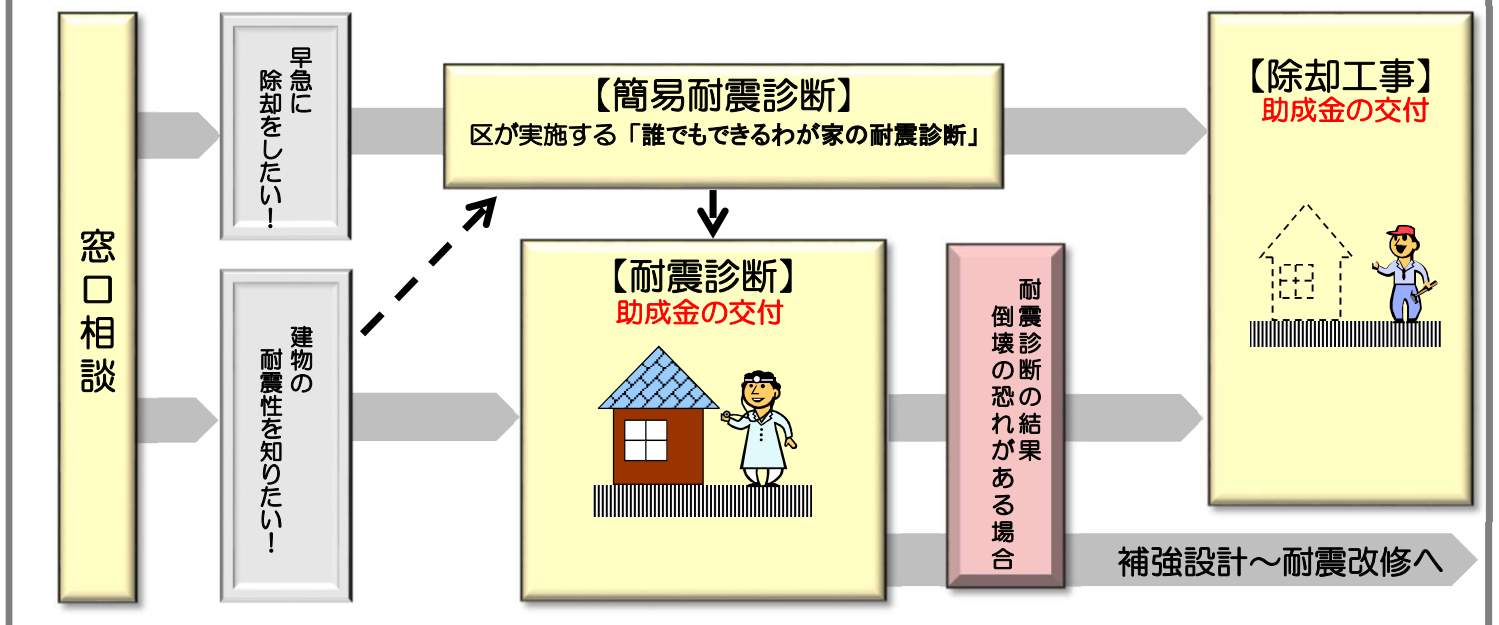
古い建物だから  
早めに除却したいけど…

住んでいる建物の  
状態が知りたいけど…

耐震改修か除却の  
どちらにしよう？



## 除却助成の流れ



品川区 都市環境部 建築課 耐震化促進担当  
〒140-8715 品川区広町2-1-36 品川区役所本庁舎6階  
TEL: 03-5742-6634 FAX: 03-5742-6898

## 木造住宅耐震診断支援（区内全域）

対象建築物	<ul style="list-style-type: none"><li>平成12年5月31日以前に新築工事に着手した木造2階建て以下の戸建て住宅、長屋、共同住宅（住宅部分が過半以上である場合、一部店舗等の併用を含む）</li><li>個人が所有するもの</li></ul> ※鉄骨造・RC造と木造等2種類以上の構造で造られている混構造の建築物および昭和56年6月1日以降に新築工事に着手した在来軸組工法以外の建築物は対象外です。
対象者	建築物の所有者（共有の場合は代表者）
助成内容	専門家の派遣、耐震診断費用の10/10を助成
助成限度額	<ul style="list-style-type: none"><li>戸建て住宅・長屋：15万円</li><li>共同住宅：27万円</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>耐震診断専門家は、東京都建築士事務所協会（品川支部）より派遣します。耐震診断費用は、一定額になります。（戸建て住宅・長屋：15万円、共同住宅：27万円）</li><li>東京都木造住宅耐震診断登録制度に登録した事務所と直接契約した場合も助成対象となります。ただし事務所により費用は異なります。</li></ul>

## 木造住宅除却工事支援（区内全域）

対象建築物	<ul style="list-style-type: none"><li>昭和56年5月31日以前に新築工事に着手した木造2階建て以下の戸建て住宅、長屋、共同住宅（住宅部分が過半以上である場合、一部店舗等の併用を含む）</li><li>個人が所有するもの</li><li>上記の耐震診断の結果または区が行う「誰でもできるわが家の耐震診断」の結果、倒壊の恐れがあるとされたもの</li><li>品川区内に存するもの</li></ul> ※鉄骨造・RC造と木造等2種類以上の構造で造られている混構造の建築物や長屋等の部分解体にあたる場合は対象外となります。
対象者	建築物の所有者（共有の場合は代表者）
助成内容	除却工事費用の10/10を助成
助成限度額	<ul style="list-style-type: none"><li>戸建て住宅・長屋：150万円</li><li>共同住宅：300万円</li></ul>
その他	同一建築物について、助成対象工種の重複申請は出来ません。 各年度毎に助成申請期限および工事完了期限があります。

### よくある質問

Q. 工事時期が未定なのですが、申請可能ですか。

A. 区交付決定後に解体工事契約を行い、1月末までに完了届の提出が出来る場合は申請可能です。

Q. 交付申請を行い、区からの交付決定をいただいたのですが、解体工事の契約金額が変わる可能性があります。必要な手続きはありますか。

A. 区交付決定後、工事金額等が交付申請時から変更となる場合は契約前に交付変更申請が必要です。